


ブースNo.	企業名
H-17	 財務省関東財務局

外国投資家から投資を受ける際の留意事項 ～対内直接投資審査制度について～

外国為替及び外国貿易法(外為法)では、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することなどを防ぐため、外国投資家が一定の事業を営む日本の企業に対して一定の投資を行う場合に事前届出を求め、国の安全等の観点から審査を行っています。

外国投資家に対する制度ですが、外国投資家に違反がある場合、出資等を受け入れている事業者側にも影響(例えば、外国投資家から出資された資金の引上げ等)が及ぶ可能性もございますので、外国投資家から投資を受ける際にはご注意ください。

制度の概要

外為法に基づき、①**外国投資家**が、②国の安全等の観点から指定される**事前届出の必要な業種**を営む企業に対して、③**投資等**を行う場合、外国投資家は財務大臣及び事業所管大臣あてに事前届出を行う必要があります。

①事前届出の必要な投資家

- 非居住者である個人
- 外国法令に基づき設立された法人やその他団体
- 非居住者である個人又は外国法人により議決権の過半数以上を保有されている本邦の会社
- 非居住者である個人又は外国法人である者が50%以上出資する組合、又は業務執行組合員の過半数を占める組合 等

②事前届出の必要な業種

- 武器・航空機(無人航空機を含む)・宇宙開発・原子力関連の製造業、及び、これらの業種に係る修理業、ソフトウェア業
- 軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業、高度管理医療機器に係る製造業
- 重要鉱物資源に係る金属鉱業・製錬業等、特定離島港湾施設等の整備を行う建設業
- 肥料(塩化カリウム等)輸入業
- 永久磁石製造業・素材製造業
- 工作機械・産業用ロボット製造業等
- 半導体製造装置等の製造業
- 蓄電池製造業・素材製造業
- 船舶の部品(エンジン等)製造業
- 金属3Dプリンター製造業・金属粉末の製造業
- サイバーセキュリティ関連業種(情報処理関連の機器・部品・ソフトウェア製造業種、情報サービス関連業種)
- インフラ関連業種(電力業、ガス業、通信業、上水道、鉄道業、石油業、熱供給業、放送業、旅客運送)
- 警備業、農林水産業、皮革製品製造業、航空運輸業、海運業 等

③事前届出の必要な投資等

- **上場会社の1%以上の株式取得、非上場会社の1株以上の株式取得** ※端株の取得も含む
- 外国投資家又はその関係者の取締役・監査役の就任への同意
- 事前届出の必要な業種に属する事業の譲渡や廃止の提案・同意 等

お問合せ先

・ 財務省 国際局 調査課 投資企画審査室
(相談窓口)
電話 : 03-3581-4111 (内線2887)
メール : gaitame-fdi-1@mof.go.jp

・ 関東財務局 理財部 理財第1課
(相談窓口)
電話 : 048-615-6116
メール : fdi-info@kt.lfb-mof.go.jp

■支援機関情報

所在地	埼玉県さいたま市中央区1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
担当窓口	関東財務局 理財部 理財第1課
T E L	048-615-6116
E-mail	fdi-info@kt.lfb-mof.go.jp
参考HP	https://lfb.mof.go.jp/kantou/disclo/index-tainai.html

